とうにうん

第 4 号 0 9 年 8 月 1 5 日 JR東海労東二運分会 責任者 庭山義輝 編集 教宣 部

施犯介メラには 映っていない

憶測だけの有罪判決を許さない **蒲郡駅事件のでっち上げ**(1)

組合員のみなさん! ユニオン・国労組合員のみなさん!

加藤誠二さんが会社資料をコピーし、持ち出したと会社が愛知県警に告訴し、名古屋地検が窃盗罪で起訴していた事件 (蒲郡駅事件)の不当判決から約4ヶ月となり、不当処分の撤回を求めた民事裁判の不当判決から3ヶ月となります。

検察やJR東海会社は「防犯カメラ」の映像を証拠として提出しましたが、加藤さんがコピーをしたり、持ち出している場面は全くありませんでした。これは、加藤さんが無実だから映像=証拠はないのが当然だからです。物的な証拠のない「憶測」だけを根拠にしたでっち上げ事件なのです。

「合理的疑いを差し挟む余地はない」とは?組合員のみなさん! ユニオン・国労組合員のみなさん!

検察は映像の一部にある、加藤さんが事務室の奥に向い「自分のレターケースから組合資料を持って出てくる(加藤さんの裁判証言)」までの1分11秒がその犯行の時間だと主張しました。そして判決で裁判所は、加藤さんが事務室の書庫から持ち出したことが「相当程度強く推認される」。また、加藤さんが持ち出してきた組合資料を会社資料と決めつけうえで、会社資料ではないという「合理的な疑いを差し挟む余地はない」、としましたが「疑い」の合理的説明がないのです。

刑事事件では、被告人 (蒲郡駅事件では加藤さん) が「やっていない」ことを証明する必要はありません。逆に検察が「事実」 (蒲郡駅事件では加藤さんが会社資料を盗んだという具体的「事実」) を証明しなければならないのです。しかし判決は「推認される」という曖昧なものを根拠としているのです。

9月7日 第1回控訴審と決起集会に最大結集を